

第5章 消費・安全局

第1節 食の安全の確保

1 食品安全に係るリスク管理の推進

(1) 食品安全に係るリスク管理の枠組

平成15年7月、リスク分析の考え方を導入するなど食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が施行され、科学的知見に基づき、中立的なリスク評価を行う組織として内閣府に食品安全委員会が設置された。農林水産省においても、リスク管理等食品の安全に係る政策を強化するため、消費・安全局が設置された。

食品安全に係るリスク管理は①リスク管理の初期作業（食品安全における問題点の特定、危害要因の優先度の分類、リスク評価の依頼等）、②リスク管理措置の検討・実施（リスク評価の結果をもとに、リスク低減のための措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な措置を実施）、③措置の検証・見直し（リスク管理措置の有効性の検証・措置の再検討）からなる。

これらの各段階の透明性を確保し、一貫性を持って科学に基づいたリスク管理を行うため、リスク管理に当たって必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（以下、「手順書」という。）」にのっとりリスク管理を実施している。なお、この手順書は農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるものとした上で、平成17年8月25日付けで公表したものである。

ア リスク管理の検討

標準手順書に従って、各種有害化学物質・有害微生物に関する情報を収集し、必要に応じて関係部局と情報共有するとともに、リスクプロファイルシートを更新した。

さらに、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストの見直しに向け検討作業を進めた。

イ 「食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微

生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」の作成

サーベイランス（問題の程度や実態を知るための調査）、モニタリング（矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するための調査）の中期計画（有害化学物質：平成18年4月20日公表、有害微生物：平成19年4月25日公表）に基づき、平成21年度の年次計画を作成し、平成21年4月7日付けで公表した。

(2) 食品中の汚染物質対策の推進

平成21年度は、コーデックスの各部会における国際規格検討への対応、国内でのリスク低減の取組として、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づき、ハザード（危害要因）ごとに対象品目（農畜水産物、加工食品、飼料）中の含有実態調査等を実施した。主なものは以下のとおりである。

ア 農産物

(ア) カドミウム

農産物に含まれるカドミウム濃度を低減するため、汚染農地の客土対策や水稻のカドミウム吸収抑制対策を推進するとともに、新たな汚染農地浄化技術や米以外の品目に係るカドミウム低減技術の研究開発等を実施した。

なお、食品安全委員会が平成20年7月に食品からのカドミウム摂取について、耐容週間摂取量を7mg/kg体重/週と評価したことを受け、薬事・食品衛生審議会において食品衛生法の基準値（コメ）の見直しが審議・答申された。

(イ) かび毒

平成20年12月に策定・公表された「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」に基づく、赤かび病の適期防除、赤かび病被害粒の選別除去等による一層の汚染低減の取組を推進した。

また、コーデックス汚染物質部会（CCCF）におけるアフラトキシン等の国際的な基準値や実施規範の検討に参画した。

イ 畜水産物

環境中に存在し、食物連鎖等を通じて家畜や魚介類に蓄積される有害な化学物質や微生物について、

以下の取組を実施した。

(ア) 水銀

CCCFにおける魚類中のメチル水銀の国際的なガイドライン値検討に参画するため、水産物を対象とした実態調査を行った。

また、魚食によるメチル水銀のリスクと交絡因子の解析に関する研究を実施した。

(イ) ダイオキシン類

平成20年度に畜産物及び水産物を対象とした含有実態調査を行った結果を平成21年12月に公表した。

(ウ) ヒ素

水産物の水溶性及び脂溶性ヒ素の毒性証明とリスク低減技術の開発に関する研究を実施した。

(エ) 貝毒

近年の海洋環境の変化等により我が国での発生が懸念される新規貝毒に対応するため、「貝毒安全対策事業」において、新規貝毒の高感度分析法の開発及び汚染実態調査を行った。

(オ) 有害微生物

食鳥処理場においてカンピロバクター陽性鶏群から陰性鶏群に汚染が拡大されているのか確認するため、ブロイラー農場と食鳥処理場で実態調査を実施した。

ウ 加工食品

加工食品に含まれるアクリルアミド、3-MCPD脂肪酸エステル含有実態に関する予備的な調査を実施した。

また、アミノ酸液及びアミノ酸液を含むしょうゆ中のクロロプロパノール類（3-MCPD）について、製造工程の改善等による低減対策の効果を検証するための調査を実施した。

CCCFにおいて、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素（PAH）の汚染低減のための実施規範の策定にあたり、技術情報を提供するなどの貢献をした。

(3) リスク管理に直結する調査研究の実施

行政ニーズや社会ニーズに即して食品安全、動物衛生及び植物防疫に係る施策の充実・強化を図るためには科学的・客観的な知見を的確にリスク管理に反映させる仕組みが不可欠であることから、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」において「食品の安全確保及び家畜の防疫対策の推進」の研究領域の研究を実施した。

また、農畜水産物のリスクを低減するための科学的・技術的基盤を構築するため、「委託プロジェクト研究」においてカドミウム、かび毒、病原微生物等について

「生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発」を実施した。

2 農畜水産物の安全確保

生産資材の適切な管理・使用の推進

ア 肥料

(ア) 普通肥料の公定規格等

平成21年度末現在、普通肥料の公定規格は156種類設定されている。なお、平成21年度においては、普通肥料の公定規格等の改正は行わなかった。

(イ) 肥料の登録

平成21年における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条に基づく農林水産大臣登録数は1,508件、有効期間更新数は4,924件、平成21年末における有効登録数は20,716件であった。

(ウ) 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成21年における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は4,913件、平成21年末における有効届出数は59,291件であった。

(エ) 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成21年における国の立入検査成績は、分析検査標品790点中、正常でないものは59点であった。

(オ) 調査試験等

独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、公定規格の設定等に関する調査、重金属分析法の改良及び信頼性の確保についての検討等を行った。

(カ) 硝酸塩のリスク管理の推進（食の安全・安心確保交付金）

国産農産物のより一層の安全確保に向けた生産を促すため、地域に適応した硝酸塩のリスク管理措置の普及体制や低減化技術を確立することとし、都道府県段階における推進計画の策定や生産現場における硝酸塩の低減技術の有効性の評価を行った。

(キ) 汚泥肥料中の有害物質のサンプリング手法の開発（食の安全・消費者の信頼確保対策事業）

汚泥肥料の生産現場において、事業者が有害物質（カドミウム）を自主的に管理することを可能にするために、汚泥の種類等に応じた簡易サンプリング手法を開発した。

イ 農薬

(ア) 農薬の登録状況

21農薬年度（平成20年10月～平成21年9月）に

において新たに登録された農薬は217件で、9月末における有効登録件数は4,361件となり、前年同期に比較して20件の増加となった。21農薬年度に登録された新規化合物は12種類であった。

(イ) 農薬取締り状況

平成21年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し75件の立入検査等を行い、製造・販売を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

また、23件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

(ウ) 農薬の安全及び適正使用対策

農薬の安全を確保するため、農薬の登録にあたっては、環境省、厚生労働省、食品安全委員会と連携を図りつつ、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

農薬登録制度に関する懇談会において、家畜移行試験ガイドラインの導入・自給飼料作物の農薬登録に係る検査基準の見直しについて、議論を行い、合意を得た。

農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省及び都道府県の共催による農薬危害防止運動を全国的に展開し、農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動に努めるとともに、農薬の使用に伴う事故の発生状況の把握等を実施した。

さらに、学校、公園等の公共施設内の植物、街路樹や家庭菜園等の住宅地周辺で農薬を使用するときに、農薬を原因とする住民の健康被害が生じないように、周辺住民への事前周知、飛散低減対策等について、研修会等を通じてその周知を図った。

(エ) 農薬の生産出荷

21農薬年度の農薬の生産額は、3,825億円（前年比0.1%増）出荷額は3,651億円（同0.3%増）となっており、生産額、出荷額は微増した。

(オ) 農薬の輸出入

21農薬年度の農薬の輸出額は、1,046億円（前年比11.1%減）であった。全輸出額に占める仕向先別の割合については、米国が18.3%を占めて最も多く、次いで大韓民国12.2%、ブラジル11.5%となった。

一方、輸入額は856億円（前年比0.8%増）であった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合については、シンガポール19.0%、ドイツ19.0%、

中国14.3%となった。

ウ 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

また、愛がん動物用飼料については、愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的として、平成21年6月1日に施行された「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（平成20年法律第83号）に基づき、農林水産大臣は、安全性確保の観点から愛がん動物用飼料の製造等に関する基準・規格の設定を行っている。平成22年12月からは、愛がん動物用飼料に表示の基準が適用され、完全施行されることとなっている。

(ア) 飼料等の安全性の確保

飼料安全法に基づき、農林水産大臣は有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」（昭和51年農林省令第35号）（以下「成分規格等省令」という。）により設定している。

当該省令に成分規格等が定められている特定飼料等（抗生物質）の検定を独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）で行った（21年度検定215件合格）。

また、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、稲わらの利用拡大並びに稲発酵粗飼料の生産及び利用の拡大の取組が進められているが、これらの飼料を給与した家畜や畜産物の安全を確保するため、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」を改正し、新たに31農薬について稲わら及び稲発酵粗飼料の残留農薬の指導基準を設定した。さらに、輸入飼料の安全を確保し、国産畜産物の一層の安全性向上を図るため、国外で新たに使用が認められた農薬について、国外の科学的データに基づく残留基準の設定及び改正の要請に対するインポートトレランス制度を開始した。

(イ) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができるとされている。

飼料の公定規格による21年度の検定は1県及び1登録検定機関において、魚粉10銘柄に関して実施された。

(ウ) 飼料等の立入検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、FAMIC及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。21年度における立入検査の状況は、表1のとおりである。

表1 21年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	644	1,861	2,505
取去件数	936	1,064	2,000
飼料	929	1,063	1,992
飼料添加物	7	1	8
取去品の試験結果	国	県	合計
正常件数	931	1,053	1,984
飼料	924	1,052	1,976
飼料添加物	7	1	8
違反件数	5	11	16
飼料	5	11	16
飼料添加物	0	0	0

エ 動物用医薬品

(ア) 動物用医薬品等製造販売（製造）業許可及び承認状況（平成21年度）

a 旧法による許可（平成17年3月31日以前受付の中の）第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第12条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は0件であった。

また、改正法第2条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第12条第1項の規定に基づく製造販売業の許可件数は21件、新法第13条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は58件、新法第13条の3第1項の規定に基づく外国製造業者の認定件数は100件、新法第40条の2第1項の規定に基づく修理業の許可件数は66件であった。

b 薬事法第14条第1項の規定に基づき製造販売

承認された品目数は、医薬品197品目、医薬部外品44品目及び医療機器35品目であった。

(イ) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の6（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全成分について、通常10年ごとのスクリーニング作業を行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成21年度に見直しの対象となる52成分について、平成21年3月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

(ウ) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

平成18年5月29日から導入されたポジティブリスト制度に対応し、動物用医薬品の使用基準の設定及び変更を行った。導入時に新たに設定された残留基準は、導入後5年間で見直しされることとなっており、平成21年度は4成分見直しが行われた。それに伴い、使用基準の改正について検討した結果、改正は必要でなかった。

(エ) 国家検定等の検査

表2 薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成21年度の国家検定状況

生物学的製剤（受付件数691件）	
合格	686件
不合格	4件
中止件数	1件

表3 薬事法第69条第3項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成21年度の製造業者等への立入検査による取去品の検査

	取去件数	不合格件数	改善指導件数
一般薬	32件	0件	5件
抗生物質製剤	6件	0件	1件
生物学的製剤 （体外診断薬）	5件	0件	2件

表4 動物医薬品検査所依頼試験検査規定に基づき平成20年度に動物医薬品検査所が実施した検査

動物用抗生物質製剤検査命令実施要領に基づく依頼検査	
受付件数	2件
不合格件数	0件
動物用血液型判定用抗体検査命令実施要領に基づく依頼検査	
受付件数	5件
不合格件数	0件
中止件数	0件

(オ) 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。平成20年度は平成21年10月19日に開催し、薬事法等の法令遵守及び畜水産物の安全確保の徹底等、動物薬事関連事項の説明、薬事監視指導上の諸事項についての協議検討等を行った。

3 家畜防疫対策

(1) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

ア 愛知県で確認された高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

(ア) 防疫措置の実施

平成20年4月及び5月の野生のオオハクチョウからの高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)の確認を受けて、強化されたモニタリングにより、平成21年2月27日、愛知県のうずら農場において、H7N6亜型(弱毒タイプ)のウイルスが分離され、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。その後の検査で合計7例(3例のウイルス分離農場及び4例の抗H7HA抗体陽性農場)の発生を確認し、直ちに発生農場での殺処分及び移動制限措置を講じるとともに、速やかな周辺農場の検査等を実施した。

(イ) 清浄性確認及び清浄国への復帰

周辺農場等の検査の結果、発生農場以外は清浄であることが確認され、続発もなかったことから、同年5月11日にすべての移動制限を解除した。また、移動制限解除後に実施した周辺農場等の清浄性の確認検査により、陽性が確認されなかったこと及び防疫措置終了後、3ヶ月間国内での続発がなかったことから、7月19日、国際獣疫事務局の規定に基づき、我が国は清浄国へ復帰した。

(ウ) 感染経路等の調査

疫学調査チームを設置し、感染経路に関する情報の収集や分析を行うため、発生農場の現地調査、原因ウイルスの性状解析(遺伝子解析、感染試験等)を実施し、報告及び取りまとめを行った。

(エ) 経営支援措置等

家畜伝染病予防費による手当金、食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金(現:消費・安全対策交付金)、希少育種資源増殖回復特別対策事業等により経営支援対策を実施した。

イ 家畜防疫互助基金

発生時の経済的損失を補償するために造成されている家畜防疫互助基金について、平成21年度から家畜防疫互助基金の対象家さんにうずらを追加した。

(2) 新型インフルエンザ

ア 豚におけるサーベイランスの実施

平成21年メキシコ等において新型インフルエンザが発生したことから、同年5月より全国的に農場で飼養されている豚における豚インフルエンザウイルスの保有状況調査を全額国費で実施することとした。さらに、飼養農場の飼養管理者等に対する聞き取り調査や公衆衛生部局との連絡、新型インフルエンザウイルスH1N1亜型が豚から分離された場合の移動自粛等の対応について定めた。

これまでのサーベイランス結果は、平成22年1月時点で合計183頭の豚を対象に実施され、うち陽性豚は4頭であった。

イ 大阪府における新型インフルエンザの確認

平成21年10月16日、大阪府が実施した豚インフルエンザ検査においてA型インフルエンザウイルスが検出され、その後の検査で国内で流行していた新型インフルエンザウイルスと同一であることが確認されたことから、大阪府は当該農場に対して飼育豚の移動を自粛するよう要請した。22日に家畜防疫員が当該農場のすべての豚を対象に清浄性確認検査を実施し、全検体において陰性を確認したことから、翌23日に大阪府は当該農場に対する移動制限を解除した。

ウ 山形県における新型インフルエンザの確認

平成22年1月12日、山形県の農場で、食欲不振の繁殖豚及び発熱、発咳を示す子豚が散見され、同農場の管理者にもインフルエンザの感染が確認されていたことから、管轄家畜保健衛生所が検査を行った。10検体中5検体陽性となったことから、山形県は当該農場の全飼育豚の移動自粛を要請した。その後の検査で、本ウイルスは、新型インフ

ルエンザウイルスであると判定されたため、「養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について」の徹底を各都道府県に対して要請した。

31日に清浄性確認のための検査がすべて終了したことから、2月1日には山形県から当該農場の清浄性を確認し、飼育豚の移動自粛要請を解除した旨公表した。

エ 輸入検査の対応

家畜を輸入する場合は、国内への家畜伝染病の侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づいて、輸入時に検疫を受ける必要があるが、生きている豚の場合、原則15日間、動物検疫所にけい留した上で、臨床検査や豚コレラ等の検査を行うこととなる。

豚にかかるインフルエンザは、軽微な病気でありこれまで検査対象とはしてこなかったが、メキシコや米国で新型インフルエンザの発生が確認されたため、平成21年4月24日から、輸入される生きた豚について、熱や咳などの症状がある場合、ウイルス分離などの精密検査を行うこととした。更に、4月30日、WHOにおいてフェーズ5になったことを受け、症状の有無に関わらず、全頭について精密検査をすることとした。

21年4月から12月までにアイルランド、英国、デンマーク、スウェーデン、カナダ及び米国から、230頭輸入されたが、新型インフルエンザは確認されていない。

オ 国際的な取組

OIEは、このインフルエンザに対する一部の国の不安、過剰反応にただちに対応し、豚やそれに由来する製品の国際貿易に対して特別な措置を導入する必要はないこと及び豚製品の消費に感染リスクがあると考えする必要もないとする声明を出した。つづいて、4月30日には、この病気に関連して豚を殺処分することは不適切であるとの声明を出し、5月5日には、OIEほかWTO（世界貿易機関）、WHO及びFAOは、適切に処理された豚肉は感染源とはならないとの共同声明を出したところである。OIEは、7月13日に重ねて出した声明の中で豚肉・豚肉加工品を食べることにより、新型インフルエンザにかかる可能性はないこと等を強調している。

このように新型インフルエンザは、豚肉や豚の加工品を介して人に感染するものではないが、この疾病の病態は依然として不明な部分も多い。このためOIEは、豚を対象とするサーベイランスを強化することと、農場における人から豚への感染防御措置の徹底を呼びかけている。

(3) 口蹄疫

ア アジア地域における発生状況

平成21年度、アジア地域では、口蹄疫の7つの血清型のうちA、O及びAsia 1の3タイプの発生が報告されている。O型は、依然アジア地域全域に見られているが、一方、A型は、これまでの発生の中心がインド以西であったものが、北東に拡大し、中国に侵入して、平成22年1月7日には韓国まで発生が確認された。Asia1型は、引き続き中央アジアを中心に発生が見られている。口蹄疫の発生に伴い、台湾が平成21年2月18日、韓国が平成22年1月7日から、口蹄疫清浄国のOIE公式認定ステータスを失った。このように、口蹄疫は依然アジアに広く蔓延しており、日本にとっても深刻な脅威となっている。

イ 韓国における防疫対策

(ア) 韓国における防疫措置

韓国において平成22年1月7日の第1例目の発生以降6例の発生が確認されているが、これに対し、韓国家畜衛生当局は、以下防疫対策を実施した。

- ① 発生農場の家畜及び発生農場から半径500m以内のすべての偶蹄類の動物のとう汰
- ② 発生施設・農場の消毒。
- ③ 発生農場の疫学関連農場の調査。発生日前4日間に発生農場から牛を購入した農場（全頭殺処分）、発生日前7日から21日の間に発生農場から牛を購入した農場（移動制限後、臨床検査と精密検査を実施）などを中心に調査を実施。
- ④ 3区域に分けた移動制限の実施。

なお、韓国では口蹄疫ワクチンの接種は禁止されている。

(イ) 我が国の輸入の停止措置等

我が国は、直ちに韓国から日本向けに輸入される偶蹄類の畜産物等関連製品への輸入検疫証明書の発行を停止した。その後、家畜伝染病予防法施行規則を改正し、韓国を輸入禁止地域に追加するとともに、「韓国から日本向けに輸出される豚の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコンの家畜衛生条件」、「韓国から日本向けに輸出される加熱処理豚肉等の家畜衛生条件」等を廃止した。

なお、2月には、口蹄疫の発生を前提とした「韓国から日本向けに輸出される加熱処理豚肉等の家畜衛生条件」を改めて締結したところである。

ウ 国内における防疫対応

韓国での本病の発生を受け、平成22年1月7日に

我が国への本病侵入防止のため、動物検疫所に対して、改めて靴底消毒等防疫対応を徹底するよう指示するとともに、韓国の畜産農家への訪問自粛、飼養家畜の臨床症状等の的確な観察、飼養衛生管理の徹底等について、各都道府県、関係団体に対して、畜産農家をはじめ関係機関・関係団体に周知するよう通知した。

また、韓国政府やOIEから公表された本件に係る情報については随時各都道府県、関係団体等に提供を行った。これらを受け、いくつかの県においては、関係者を集めて対策会議を開催し、本病の防疫対応について改めて関係者の意識の共有を図るなどの対応も取られている。

(4) BSE対策の推進

ア 我が国におけるBSEの発生への対応

平成13年9月に我が国で初めてBSE感染牛が確認されて以降、20年度末までに36例のBSEの発生が報告された。BSE対策として、と畜場でのBSE全頭検査及び特定部位（SRM）の除去に加え、24か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉等に係る飼料規制のほか、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく牛トレーサビリティ制度、BSE発生時の対応を迅速かつ適切に実施するための「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」の策定等各般の対策が実施されている。

(ア) 21年度は、農場サーベイランスを含め、国内で新たなBSE感染牛は確認されなかった。

(イ) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に基づく、24か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスでは、21年度は96,241頭（一部24か月齢未満の牛も含む。）の検査を行い、陽性牛は確認されなかった。農場サーベイランスの適正な実施及び死亡牛処理を推進するため生産者が負担する死亡牛のBSE検査費や輸送及び処理費用の助成措置を引き続き講じた。

(ウ) 我が国のBSE対策に対する国際的な評価を受け、国産牛肉の輸出促進に資するため、平成20年12月に国際獣疫事務局（OIE）に対して、BSEリスクステータス認定の申請を行い、平成21年5月のOIE総会において、「管理されたBSEリスクの国」に認定された。

イ 米国におけるBSEの発生への対応

(ア) 平成15年12月に米国でBSE感染牛が確認されたのに伴い米国産牛肉等の輸入を停止した。

(イ) 食品安全委員会によるBSEリスク評価結果を踏

まえ、平成17年12月に米国、カナダからの牛肉の輸入を再開した。しかし、平成18年1月、特定危険部位であるせき柱が混入した子牛肉が発見され、直ちに輸入手続を停止した。

(ウ) 平成18年6月24日～7月23日、米国内の対日輸出認定施設に対して現地調査を実施し、7月27日、輸入手続再開を決定した。なお、再開後、対日輸出プログラムの遵守状況を検証する期間を設けた。この期間中に現地調査や水際での検査の状況から米国プログラム遵守に関してシステムとしての問題はないと確認したことから、平成19年6月13日に検証期間を終了した。

(エ) 平成21年11月11日～22日、米国対日輸出認定施設9施設に対する定期査察を実施した。

(5) 家畜防疫

ア 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、家畜の伝染性疾患の発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を実施した。

(ア) 牛関係監視伝染病

BSEについては、平成13年9月に我が国初のBSEが確認されて以来、平成21年度末までに合計36頭の発生があり、同居牛等について疑似患畜の特定等の防疫措置を実施した。

ヨーネ病については、平成10年度以降、法に基づく定期検査を実施しており、平成21年は32都道府県で314戸489頭、平成22年1月から3月にかけて49戸83頭の発生、摘発があった。本病については、引き続き、平成18年11月に策定されたヨーネ病防疫対策要領に基づき、導入牛の証明書確認による侵入防止、定期検査による患畜の摘発と殺処分、消毒の徹底、迅速診断法を活用した患畜同居牛の自主とう汰等の全国的に統一した防疫対策が進められている。

ブルセラ病及び結核病については、ここ数年散発的な発生となっており、ブルセラ病は、平成21年6月に1戸1頭の発生があった。結核病は同年1月及び2月に牛で各々1戸1頭、10月に鹿で1戸4頭の発生があった。

(イ) 豚関係監視伝染病

オーエスキー病は、平成21年3月、4月、9月に計5戸35頭の発生があった。オーエスキー病の発生戸数及び頭数は大きく減少し、平成3年に「オーエスキー病防疫対策要領」が策定されて以降、浸潤県数に大きな変化はなく、拡大は阻止さ

れているものの、浸潤地域の清浄化は一部地域に限定されていた。本病の対策については、平成20年6月に防疫対策要領を大きく改正し、防疫対策を強化し、現在、清浄化に向けた取組みが進められている。

このほか、平成21年4月に新型インフルエンザ(H1N1)が発生したことを受け、豚のインフルエンザモニタリングを強化した。同年10月、平成22年1月にそれぞれ大阪、山形において、豚への新型インフルエンザウイルス(パンデミックH1N1)の感染が確認された。

(ウ) 鶏関係監視伝染病

高病原性鳥インフルエンザについて、平成21年10月以降、都道府県の家畜保健衛生所により、100羽以上を飼養するすべての家きん農場(だちょうは10羽以上)に対する飼養衛生管理基準の遵守状況の確認が行われ、衛生的な飼養管理の徹底を図った。

ニューカッスル病について、21年度には発生は確認されなかった。本病の原因ウイルスは、広く野外に存在しているが、適切なワクチン接種により予防が可能であることから、愛玩鶏を含め、ワクチン接種を徹底することとした。

(エ) 馬関係監視伝染病

平成19年8月に我が国で36年ぶりに確認された馬インフルエンザは、平成20年7月2日以降発生は確認されず、平成21年7月に清浄国に復帰した。

馬パラチフスは、平成10年から平成11年に重種馬での集団発生があり、その後発生は認められていなかったが、平成15年は1戸1頭、平成16年は2戸9頭、平成17年は7戸11頭、平成18年は1戸2頭、平成19年は1戸2頭、平成20年は3戸10頭、平成21年は2戸2頭の発生が確認された。平成22年は1月から3月にかけての発生は確認されなかった。

その他、馬伝染性貧血は、平成5年に農用馬2頭が抗体陽性で摘発されて以降発生はなく、馬伝染性子宮炎は、平成17年に1戸1頭の発生が確認された以降、発生は認められていない。

(オ) めん山羊監視伝染病

スクレイピー(伝達性海綿状脳症)については、平成17年には1戸1頭の発生が認められたが、それ以降発生は認められていない。なお、本病は、昭和59年に輸入めん羊由来群で発生が確認されて以来、計33戸63頭の散発的な発生となっている。

イ 国内防疫関連事業の実施(家畜生産農場清浄化支援対策事業)

(ア) 家畜生産農場清浄化支援対策事業

ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化のための検査・自主とう汰、ワクチン接種の推進を行った。オーエスキー病の清浄化を推進するため、20年6月改正の本病防疫対策要領に基づき、地域全体でワクチン接種の取組が行われている地域におけるワクチン接種対象飼養豚の全頭ワクチン接種、清浄度確認検査、自主とう汰等の取組を支援した。

また、ヨーネ病の清浄化を推進するため、18年11月に策定された「ヨーネ病防疫対策要領」を踏まえ、生産者自らが行う検査及びとう汰の取組を支援した。

さらに、疾病の発生とまん延を防ぐため、牛流行熱、豚伝染性下痢症等に対する組織的なワクチン接種を推進した。

(イ) 馬飼養衛生管理特別対策事業、育成馬予防接種推進事業及び繁殖牝馬予防接種推進事業馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るため、馬感染症研究会・馬飼養衛生管理技術講習会、馬の飼養衛生管理に関するテキストの作成・配布、地域馬獣医療の実態調査等を実施した。また、予防接種推進事業では、馬の生産育成地において、破傷風、日本脳炎、馬インフルエンザ及び馬鼻肺炎のワクチン接種を実施した。

(6) 保健衛生

21年度末における家畜保健衛生所数は全国172か所で、職員数は獣医師職員2,091名、事務系・その他職員332名となっている。

ア 家畜保健衛生所の施設整備

家畜の飼養形態の多頭化、集団化等の中で、家畜伝染病に対する危機管理の観点から疾病の監視を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となっている。このため、迅速な検査及び高度な疫学診断等を可能にする施設機器を地域の家畜衛生事情に即して家畜保健衛生所に整備し、地域の防疫・監視体制の強化を図った。

(ア) 迅速診断対応機器

検査用の材料を迅速かつ多量に処理することを可能とし、検査の効率化、検査時間の短縮等を図るため、酵素抗体測定装置、高速液体クロマトグラフィー等が設置された。

(イ) 高度診断対応機器

多様化、高度化する検査・診断を迅速かつ的確に行うとともに、疫学的な診断を可能とするため、

リアルタイムPCR検査機器、炭酸ガス孵卵器等が設置された。

(ウ) バイオセキュリティ関連機器

病原体の野外への汚染防止を図るため、安全キャビネット、高圧蒸気滅菌器等が設置された。

イ 家畜衛生に関する各種指導等

家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等に対して行うことにより、畜産の進展に伴った家畜衛生技術の浸透及び定着を図った。また、地域の实情に則した家畜衛生対策の実施に資するため、家畜保健衛生所が中心となって以下の取組を行った。

(ア) BSE検査・清浄化の推進

BSEの浸潤状況をより正確に把握し、BSEの防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛BSE検査について、検査資材や廃棄物処理等への支援を行い、検査を確実かつ円滑に推進した。

(イ) 監視・危機管理体制の整備

家畜衛生に係る情報の提供を円滑に推進するため、病性鑑定成績・巡回指導等による家畜衛生情報の収集・分析を行った。

また、診断予防技術の向上を目的として、伝染性疾患の新たな診断方法、予防技術を確立するための調査・検討を行った。

この他、まん延防止措置の円滑化を図るため、調整会議の開催及びブロック内の防疫演習を実施し、地域の实情に応じた防疫体制の確立を図った。また、「家畜伝染病防疫対応強化」として生産者が最低限遵守すべき基準である飼養衛生管理基準の普及・定着の促進や特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及び防疫対策を構築するための会議を開催した。

さらに、生産現場及び教育現場において、動物由来の感染症について定期的なモニタリング調査を行い発生状況等を調査した。具体的には、ワクチンを用いず、早期発見ととう汰により清浄性を維持するための豚コレラ撲滅対策、沖縄県におけるオウシマダニの侵入防止のための監視体制強化、各種家畜衛生情報の広報による自衛防疫及び自主管理の強化等を実施した。

(ウ) 慢性疾病等の低減

畜産農家における生産性の向上を図るための家畜の慢性疾病や牛の哺育時期の事故率の低減を目的として、疾病発生状況等の調査・検査を行った。

(エ) 生産衛生の確保

生産現場における畜産物の安全性確保のため、

地域一体となったHACCPの考え方をとり入れた畜産物の生産衛生管理体制の構築、サルモネラ総合対策指針に基づくサルモネラの清浄化に向けた農場の調査・検査、医薬品の品質確保、薬剤残留、薬剤耐性菌等に関する情報収集をそれぞれ行った。

(オ) 地域衛生管理体制の整備

安全な畜産物の生産を推進するとともに、全国的な衛生水準の向上を図るため、地域における行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾患の発生予防、清浄性維持等の取組を実施した。

ウ 調査研究

(ア) 牛護蹄管理技術普及推進事業

(社)日本装蹄師会が実施する育成牛における護蹄管理手法の調査・研究、削蹄技術者及び獣医師の連携強化を推進するとともに護蹄管理の検討会を実施した。

(イ) 第50回全国家畜保健衛生業績発表会

第50回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月23日、24日日比谷公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、消費・安全局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

(7) 技術普及

ア 家畜衛生講習会及び研修会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の向上を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。21年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本所・支所・海外病研究施設、千葉県農業共済連で計11回開催され、延べ280名が受講した。

また、家畜衛生研修会については、病性鑑定研修会を各専門分野別（ウイルス、病理、細菌、生化学）に実施した。各講習会及び研修会の種類、回数及び受講人数は表5のとおりである。

表5 21年度家畜衛生講習会及び研修会

種 類	回 数	受 講 人 数		計
		県職員	その他	
家畜衛生講習会	11	242	20	262
基本講習会	1	42	0	42

総合講習会	1	42	2	44
特殊講習会	9	158	181	76
鶏疾病	1	34	3	37
豚疾病	1	25	4	29
牛疾病	1	38	6	44
繁殖障害	1	7	0	7
病性鑑定	4	31	3	34
獣医疫学	1	23	2	25
家畜衛生研修会	4	180	5	185
病性鑑定	4	180	5	185
計	15	422	25	447

イ HACCPの考え方をとり入れた衛生管理（いわゆる農場HACCP）の推進

家畜の高度な飼養衛生管理を推進し、我が国の畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼確保を図るため、農場HACCP認証基準を公表し、農場HACCPを普及するため、本認証基準の解説書や優良事例集等の作成及び関係者への周知等の取組を実施した。また、認証基準に基づく衛生管理の実施を適切に行うため、農場での導入・実施指導を行う農場指導員を養成する研修会を開催（136名受講）するとともに、農場HACCPの取組をより促進するため、生産農場から消費まで一体となった高度衛生管理の取組の支援を開始した。

(8) 獣 医 事

ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法（平成4年法律第46号）に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。

イ 獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修

獣医師法（昭和24年法律第186号）に基づき、大学の附属診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設における臨床研修の実施に関する援助を行った。

ウ 第61回獣医師国家試験

第61回獣医師国家試験は、平成22年3月2日及び3日の2日間、全国3会場で行われ、受験者名1,321名中1,111（84.1%）が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

エ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置されている獣医事審議会、試験部会、免許部会及び計画部会が開催され、①第61回獣医師国家試験の実施、②獣医師法

第5条第2項及び第8条第2項第3号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱い、③獣医療を提供する体制の整備のための基本方針等について審議が行われた。

オ 小動物獣医療

獣医療における高度な放射線診療の体制を整備するため、平成21年2月に行った診療施設の構造設備の基準や診療施設の管理に関する獣医療法施行規則及び関連告示の改正について、研修会を実施し、周知を図った。

(9) 国 際 関 係

ア 輸出入検疫

主要動物（牛、豚、めん羊、山羊、馬及び初生ひな。以下同じ。）の輸入検疫状況については、初生ひなが577,460羽（81.3%、以下（）内は対前年比）、牛が15,841頭（80.7%）、めん羊が68頭（18.0%）と大幅に減少した。一方、豚は711頭（168.9%）と大幅に増加した。他の偶蹄類については、水牛が5頭、ラクダが5頭、アルパカが10頭、イボイノシシが2頭輸入された。

馬は、4,482頭（95.6%）であり、その内訳は、肥育用4,013頭（97.9%）が大半であった。

主要動物の輸出実績は、繁殖用の豚19頭（380.0%）と馬115頭（96.6%）であり、馬の内訳は繁殖用10頭（26.3%）、競走用53頭（65.4%）、乗用16頭、その他（興行用）36頭であった。

畜産物のうち、肉類の輸入については、牛肉、豚肉、家きん肉が大半を占めており、牛肉515,389t（102.4%）とわずかに増加したが、豚肉835,220t（88.7%）、家きん肉613,658t（82.2%）と大幅に減少し、肉類全体では2,152,689t（90.7%）であった。肉類の輸出については、牛肉が565t（98.2%）であり、豚肉は1,173t（136.1%）、家きん肉は14,278t（115.0%）と大幅に増加し、肉類全体では16,428t（115.9%）となった。また、食用殻付卵755t（163.6%）及び牛皮18,674t（262.8%）は輸出が大幅に増加した。

表6 平成21年の輸出入検疫数量（確定値）

	（単位＝動物：頭羽、畜産物：t）	
	輸出	輸入
牛	0	15,841
豚	19	711
めん羊	0	68
馬	115	4,482
兎	68	4,287
初生ひな	0	577,460
犬	5,338	6,391
猫	1,613	1,700

サル	0	5,155
骨類	8	39,011
肉類	16,428	2,152,689
臓器類	436	63,044
卵類	760	5,659
皮類	87,490	39,113
毛類	445	4,565
ミール類	5	1,957
動物性加工たん白	—	760,326
わら等	—	201,989

イ 検疫体制の強化

(ア) リスク分析班の設置

我が国では諸外国からの輸入解禁要請等に関するリスク評価体制を強化してきたところ。平成20年3月に国際基準に基づき「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続」(農林水産省訓令)を制定。平成21年10月、動物衛生課国際衛生対策室にリスク分析班が設置された。なお、評価状況については、当省ホームページ上に公表することとしている。

(イ) 精密検査部海外病検査課の発足

アジアにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫に貢献するとともに、動物検疫所における精密検査業務の充実を図った。平成22年5月に病原体の高度な封じ込め機能を有するバイオセーフティレベル3の施設として、中部国際空港内に動物検疫所中部検査・診断センターが竣工し、10月1日付けで当センターにおいて業務を担当する精密検査部海外病検査課を設置した。

(ウ) 動物検疫所鹿児島空港出張所の係留施設拡充

輸入家畜の仕向けの多い九州地域の係留施設の収容能力を拡充するため、平成20年度補正予算により、鹿児島空港出張所の係留施設の畜舎等の増設が措置され、22年3月に竣工した。

ウ その他

平成21年12月3日に、動物検疫所関西空港支所で意見交換会「ご存じですか?動物検疫～動物の病気を持ち込まないために～」を開催し、検疫施設の見学、検疫探知犬のデモンストレーション、動物検疫に関する情報提供等を通じて、動物検疫の重要性をアピールした。

4 魚類防疫対策

平成19年10月から、水産動物の輸入許可業務を動物検疫所に移管し、現物確認を行うことにより防疫体制を強化したことから、その適切な運用を行った。

また、国内防疫に関しては、コイヘルペスウイルス(KHV)病、アユ冷水病等への対応を行った。

(1) 水産防疫制度の適切な運用

ア 輸入防疫

水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づき、平成21年度はこい15件、きんぎょ1,260件、さけ科魚類の発眼卵14件及びくるまえび属の稚えび5件に対し、輸入の許可を行った。なお、こい、きんぎょ及びくるまえび属の稚えびについては、防疫対象疾病発生国からの輸入に対し、管理命令を発し隔離管理を実施した。

イ 国内防疫

持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく特定疾病のうちKHV病については、引き続き発生が確認され、平成21年度は都道府県において焼却・埋却18件、消毒18件等のまん延防止措置を講じた。また、ホヤの新疾病について、平成22年2月に水産疾病に関する防疫専門家会議を開催し、今後の対応等を検討した。

(2) KHV病対策

ア 発生状況

平成15年10月に、我が国で初めてKHV病の発生が確認され、平成21年度は1・2級河川水系の0.1%と、養殖場の0.8%で発生が確認された。

イ 研究・開発

(独) 水産総合研究センターを中心として、産・学・官の協力を図りつつ、ワクチン開発に関する情報収集、防疫技術等の研究・開発を推進した。

ウ 防疫会議

平成22年3月に水産疾病に関する防疫専門家会議を開催し、まん延防止措置等について検討した。

(3) アユ冷水病対策

アユ冷水病に関する対策協議会を開催するとともに、都道府県の養殖業者への衛生対策指導等の支援や、(社)日本水産資源保護協会への委託による養殖衛生対策推進事業の運営により、関係者への普及・啓発等を行った。

5 植物防疫対策

(1) 病害虫防除

ア 環境に配慮した防除対策

食の安全や環境問題に対する国民の関心が高まる中、農林水産省では農業生産全体を環境保全を重視したものへ転換することとしている。病害虫防除についても発生予察情報等に基づき、農薬だけに頼らず、様々な防除技術を適切に組み合わせることで、

環境負荷を低減しつつ病虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病虫害・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）を普及することとし、平成17年に定めた総合的病虫害・雑草管理実践指針を基に、環境に配慮した防除の推進に取り組んでいる。具体的には、農業者自らがIPMへの取組を確認できるIPM実践指標を普及するため、平成20年度までに策定・公表した主要11作物（大豆、トマト、なし等）のモデルに基づき、都道府県でIPM実践指標の作成及びIPM実践地域の育成等を引き続き推進し、天敵やフェロモン等を利用した防除技術の評価基準を作成する事業に取り組んだ。

このほか、IPMを実践する生産者と消費者の交流を進めるため、愛知県と福岡県においてIPMに関するフォーラムを開催した。

また、平成18年5月に改正食品衛生法が施行され、残留農薬基準のポジティブリスト制度が導入されたことに伴い、農薬散布時の飛散低減に対する対策が必要となった。このため、平成19～21年度の3カ年間、農林水産省委託事業において農薬飛散対策の技術マニュアルの策定に取り組み、平成22年3月に「農薬飛散対策技術マニュアル」をとりまとめた。

また、生産者等に向けて、農薬適正使用の指導について、通知の発出、手引きの配布、研修会の開催等により同制度の周知、飛散低減対策等の徹底を図った。

イ 農薬使用

年間生産量が3万t以下の作物（マイナー作物）では、農薬メーカーの商業的な理由等により農薬登録が進まず、栽培上問題となる病虫害に有効な登録農薬が少ない。生産振興のためにはマイナー作物への農薬登録を効率的に進める必要があり、このためには、生産者や都道府県の主体的な取組や都道府県間で連携を密に図る必要がある。このため、農薬登録推進中央協議会及び地域ブロック協議会において、農薬メーカーと地域生産者との協議を行うことにより、マイナー作物の農薬登録の円滑化に向けた支援を行った。また、都道府県が登録を要望する農作物と農薬の組合せを調査し、生産地における病虫害の発生状況に関する情報等を追加した農薬登録推進リストを作成し、都道府県に情報提供を行った。

一方、土壌病虫害防除等に使用される臭化メチルは、平成4年のモンリオール議定書締約国会合でオゾン層破壊物質に指定され、平成17年の全廃が決定された。技術的・経済的に有効な代替薬剤・技術がない場合は、不可欠用途として申請を行い、国連

審査機関の審査・承認を経て使用が認められている。しかし、近年の国際的な環境意識の高まりを受け、不可欠用途であっても早期に全廃すべきとの考えが締約国間に広まってきた。このため、臭化メチル代替技術の開発促進を進めるとともに、土壌使用用途の全廃期限を平成25年に設定した不可欠用途用臭化メチルの国家管理戦略の改訂版を策定し、平成20年4月に国連事務局へ提出した。臭化メチル代替技術については、平成20～24年度の5年間の予定で「臭化メチル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアルの開発」事業を実施している。

ウ 発生予察事業

稲、麦、果樹、茶、野菜等の病虫害を対象として発生予察事業を実施しており、農林水産省では、全国の主要な病虫害の発生動向を取りまとめた病虫害発生予報を計10回発表した。

平成21年度の主な病虫害発生状況は以下の通り

(ア) 水稻：病害では、いもち病は、7月から8月中旬にかけての日照不足及び7月下旬から8月初めにかけての低温により、いもち病菌の好適感染日が多く確認された。7月後半以降の普通期水稻の出穂期前後の時期に葉いもちの発生が拡大が見られたことから、穂いもちにつながる事が懸念され、7月中旬から8月中旬にかけて18県から注意報が発表され、防除の徹底が呼びかけられた。8月中旬以降、天候はおおむね回復したため、穂いもちの発生は抑えられた。

害虫では、トビイロウンカが、7月に南関東及び南九州の一部地域で発生が多く確認され、8月以降の天候の回復により、近畿、中国及び四国でも発生が多く確認された。7月下旬から9月中旬までに4県から警報が、11県から注意報が発表され、適時の防除が呼びかけられた。斑点米カメムシ類は、6月下旬から8月下旬までに8県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

(イ) 麦：赤かび病の発生は、北海道で多く確認されたほかは、平年並み又はそれ以下であった。このため、警報・注意報は発表されなかった。

(ウ) 大豆：ハスモンヨトウの発生は、関東、北陸、東海、近畿、中国及び九州の一部地域で多く確認され、8月下旬に1県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

(エ) 果樹：病害では、なしの黒星病は、4月後半から収穫期まで、東北、関東、東海、近畿、中国、九州の一部地域で発生が多く、3県から注意報が発表された。また、ぶどうのべと病は、東北、関東、

甲信、北陸、東海、近畿及び九州の一部地域で発生が多く、4県から注意報が発表された。その他、1県からもものせん孔細菌病の注意報が、1県からぶどうの灰色かび病の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

害虫では、カメムシ類の越冬密度が、南東北、南関東、近畿、四国、北九州で高く、4月後半及び5月中旬に2県から注意報が発表されたが、その後、多発生は見られず、注意報は9月上旬に1県から発表されたのみに止まった。その他、なしのナシヒメシクイの注意報が5月上旬に1県から、かんきつ類のミカンハダニの注意報が6月下旬に1県から発表され、防除が呼びかけられた。

(オ) 野菜および花き：2月及び3月に5県から野菜類の灰色かび病の注意報が発表された。また、たまねぎのべと病は、北海道、近畿、中国及び九州で発生が多く、4道県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

害虫は、コナガは、北海道、北東北、南関東、沖縄で発生が多く確認され、1県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。ハスモンヨトウは、関東、北陸、近畿、中国及び九州で発生が多く確認され、1県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

病虫害の発生、防除状況は表7のとおりである。

エ 病虫害防除所の運営

都道府県における植物防疫の専門機関である病虫害防除所は、病虫害の発生状況調査等を行い、発生予察に基づく防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用等の指導を行った。

病虫害防除所が国の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病虫害防除所の運営に要する経費について、都道府県に対し植物防疫事業交付金を交付した。

オ 農林水産航空事業等

平成21年度における航空防除の延べ面積（林野を除く）は、水稲防除5万8千ha、水稲以外（畑作物・果樹）防除8千ha、その他（播種・施肥等）2千ha、ミバエ類再侵入防止等246万1千ha、計252万8千haであった。このうち、水稲防除の実面積は4万5千haで、関係農家数は約4万9千戸であった。林業関係では、松くい虫防除2万4千haと野ねずみ駆除5万7千haを中心として、計8万1千haであった。

産業用無人ヘリコプターによる農薬散布等の延べ面積は、水稲防除80万9千haを中心として、計93万

haであった。

(2) 植物検疫

ア 国際基準への対応

植物検疫措置に関する国際基準は、科学的根拠に基づいた適切な植物検疫措置を講じるためのガイドラインであり、本基準の策定プロセスに積極的に関与することで、我が国の意見を盛り込んだ国際基準の採択を実現した。また、国際基準案の作成プロセスを担う委員会や専門家会合に職員を派遣し、我が国の主張を基準案の段階から反映させることに努めた。

さらに、国際基準に整合しつつ病虫害のリスクに応じた検疫措置を導入することとし、現行の輸入検疫措置を検証し、検疫制度の見直しに資するために平成18～22年度に包括的な病虫害危険度解析（PRA）を実施しており、その結果として、24編のPRA報告書が完成し、532種の病虫害が検疫有害動物として特定される等の成果を得た。

イ 輸入検疫

平成21年においては、栽植用苗・球根8億4千万個、種子2万2千t、切り花21億本、生果実188万t、野菜70万t、穀類・豆類2,951万t、木材414万m³、その他雑品等886万tについて、輸入検疫を実施した。

また、ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツス、コロンビア産マンゴウ及びバレー産マンゴウの輸入を解禁するとともに、アメリカ産さくらんぼの輸入検疫条件を追加した。

ウ 輸出検疫

平成21年においては、栽植用苗・球根1,434万個、種子2,010t、切り花28万本、生果実2万2千t、野菜8千t、穀類・豆類23万t、木材9万8千m³、その他雑品3万tについて、輸出検疫を実施した。

オーストラリア向けうんしゅうみかんについては、平成21年10月に栽培地検査や果実の表面殺菌等を条件に輸出が解禁された。

木材こん包材に関する国際基準の改正に伴い、輸出用木材こん包材消毒実施要領（平成15年10月16日付け15消安第2489号）の消毒済み表示方法を平成22年3月に改正した。

アジア型マイマイガ（AGM）については、米国及びカナダによる船舶の沖合検査措置に対応した、民間検査機関によるAGM不在証明が引き続き実施された。

エ 国内検疫

平成21年度においては、種苗の移動に伴う病虫害のまん延防止及び健全種苗の確保のため、

表7 病虫害発生状況及び防除状況（平成21年度実績）

病虫害名	発生面積 (千ha)	延べ防除面積 (千ha)	
(イネ)			
葉いもち	410	1,352	近畿の一部地域で多い、北海道、関東の一部地域で多い～やや多い、北東北、甲信及び九州の一部地域でやや多い
穂いもち	299	911	北海道で多い、関東の一部地域で多い～やや多い、東海、北九州の一部地域でやや多い
紋枯病	558	689	東北の一部地域で多い、北陸の一部地域で多い～やや多い、近畿、中国、北九州の一部地域でやや多い
白葉枯病	5	7	中国の一部地域で多い～やや多い、近畿及び九州の一部地域でやや多い
もみ枯細菌病	18	194	南東北の一部地域で多い、北関東、甲信、東海、四国及び九州の一部地域でやや多い
セジロウンカ	621	1,261	中国の一部地域で多い、九州の一部地域で多い～やや多い、北関東、北陸、近畿及び四国の一部地域でやや多い
トビロウンカ	187	874	南関東の一部地域で多い、近畿、中国、四国及び九州の一部地域で多い～やや多い、北陸の一部地域でやや多い
ヒメトビウンカ	695	1,255	北陸の一部地域で多い、近畿及び九州の一部地域で多い～やや多い、南東北、北関東、甲信、中国及び四国の一部地域でやや多い
斑点米カメムシ類	491	1,468	北関東及び四国の一部地域で多い～やや多い、北陸、東海、近畿、中国及び南九州の一部地域でやや多い
コブノメイガ	236	466	北陸、東海及び中国の一部地域でやや多い
イネミズゾウムシ	632	836	北陸及び中国の一部地域で多い、東北の一部地域で多い～やや多い、近畿、中国及び北九州の一部地域でやや多い
(ムギ類)			
うどんこ病	33	248	北東北、北関東及び中国の一部地域でやや多い
赤かび病	37	479	北海道でやや多い
雪腐病類	30	92	平年並以下
(ダイズ)			
ハスモンヨトウ	30	77	北陸、東海、近畿及び中国の一部地域でやや多い
吸害性カメムシ類	24	90	東海及び四国の一部地域で多い、九州の一部地域で多い～やや多い
(カンキツ類)			
黒点病	43	153	四国の一部地域で多い、南関東、東海、近畿及び九州の一部地域でやや多い
かいよう病	12	47	四国の一部地域でやや多い
(リンゴ)			
斑点落葉病	7	123	北関東及び東海の一部地域でやや多い
腐らん病	4	32	東北及び甲信の一部地域でやや多い
ハダニ類	7	54	北関東及び北陸の一部地域でやや多い
(ナシ)			
黒斑病	1	38	北陸の一部地域でやや多い
黒星病	5	132	東北から九州の一部地域で多い～やや多い
ナシヒメシンクイ	1	64	関東、東海、近畿、中国及び九州の一部地域でやや多い
(モモ)			
せん孔細菌病	2	42	北陸の一部地域で多い、南東北及び甲信の一部地域でやや
灰星病	1	36	平年並以下
(ブドウ)			
晩腐病	2	44	甲信、東海及び九州の一部地域でやや多い
べと病	6	61	甲信の一部地域で多い～やや多い、南東北、南関東、東海、近畿、中国及び九州の一部地域でやや多い
(野菜共通)			
疫病	1	21	トマトで発生が多い
灰色かび病	5	52	トマトで発生が多い
アブラムシ類	18	157	概ね平年並
ハダニ類	8	49	概ね平年並
ハスモンヨトウ	4	22	概ね平年並

(ア) 北海道ほか8県において原種ほ及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

(イ) また、青森県ほか14県のかんきつ類、りんご等の母樹について、ウイルス病等の検査を実施した。植物防疫法に基づく植物等の移動規制について、アリモドキゾウムシ、カンキツグリーンング病菌等及びその寄主植物を対象に移動取締を実施した。

また、平成21年8月から鹿児島県指宿市においてアリモドキゾウムシ及びイモゾウムシ、平成22年2月から東京都青梅市ほか4市町においてウメ輪紋ウイルス（プラムボックスウイルス）の根絶を目指し緊急防除を開始した。

オ 植物防疫所の運営

病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため植物防疫所を全国に68箇所設置しており、輸出入時の検査、国内検疫等を実施している。

平成21年度は、東京国際空港の国際化の進展に対応した検疫体制の整備等を行った。

また、現在運用している、通関システムと連動した電子申請システムのさらなる利便性と業務の効率化を図るべく、平成20年10月から、インターネットからも接続可能な、輸出検査申請の電子化を図っている。さらに、入港手続き、入管、検疫、税関等の輸出入に係る各省電子システムとの連携の強化を図ることとしている。

(3) その他

植物検疫の重要性について広く国民の理解を求めため、平成21年10月、福岡空港において、輸入検査現場の見学等植物検疫当局からの情報提供を含んだ一般参加者との意見交換会を開催した。

6 SPS協定に関する国際会議への対応等

(1) SPS委員会

WTO協定に含まれる協定（附属書）の1つである「衛生植物検疫措置に関する協定（SPS協定）」は、食品安全、動植物の健康に関する全ての措置（SPS措置）を対象とし、これらの措置が科学的な根拠に沿ってとられること等を求めている。

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、SPS措置に関する各国の協議の場を提供し、協定の実施を確実にするために設置され、例年3回スイスのWTO本部で開催されている。平成21年度においては、平成21年6月、10月、平成22年3月に開催され、出席した。

(2) 食品安全関係

コーデックス委員会（Codex）は、FAO及びWHOの合同規格プログラムに基づき設置され、消費者の健

康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、コーデックス規格を策定している。

コーデックス規格は、WTO/SPS協定において食品の安全に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、食品安全に関する措置を講ずる場合にはコーデックス規格を基礎とする義務を負っている。

ア 総会、部会等

コーデックス委員会における食品の安全に係る各種の基準作りに対しては、農林水産省としても政府代表団の一員として専門家を派遣する等、積極的に参画してきたところであり、平成21年度中は、第32回総会、第62回及び63回執行委員会のほか、6の一般問題部会、2の個別食品部会及び1の特別部会に出席した。

このうち、第32回総会（平成21年6月29日～7月4日、ローマ）では、食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範、食品を輸出する際に添付する証明書的一般様式などが最終採択されたほか、食品及び飼料中に混入するメラミンの最大基準値の新規作業が採択された。

イ コーデックス連絡協議会

コーデックス委員会の活動及びコーデックス委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取するため、農林水産省は厚生労働省と協力して平成12年度に「コーデックス連絡協議会」を設置し、平成21年度は計4回開催した。

(3) 動物衛生関係

国際獣疫事務局（OIE）は、国際的に重要な家畜の伝染性疾病について、その防疫対策や貿易条件等に関する家畜衛生基準（OIEコード）等を策定している。この他、世界各国における家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報を収集・提供を行うとともに、家畜の伝染性疾病のサーベイランス及び防疫に関する研究の国際的調和を図っている。

このOIEが定める基準等は、WTO/SPS協定では動物衛生及び人畜共通感染症に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、動物衛生に関する措置を講ずる場合にはOIEが定める基準等を基礎とする義務を負っている。

ア OIE総会

平成21年5月にフランスのパリで開催された第77回OIE総会に出席し、改正OIEコード等の採決に参

加した。また、川島動物衛生課長がアジア・極東・オセアニア地域委員会議長に選任された。

イ OIEアジア・極東・オセアニア地域総会

平成21年11月に中国の上海で開催された第26回アジア・極東・オセアニア地域総会に議長として出席、同地域の問題に関する議論をリードした。

ウ 鳥インフルエンザに関する会議

高病原性鳥インフルエンザの世界的な広がりを背景に、我が国の支援による鳥インフルエンザに関する各種国際会議が開催された。平成21年5月にはOIE主催の第2回鳥インフルエンザ防疫体制強化プログラム専門家会合が東京で、また9月には鳥インフルエンザに関するインフォメーション・ネットワーク強化会議が東京及び京都で開催され、我が国の有する鳥インフルエンザに関する知見等がアジアの国々との間で共有された。

エ その他の国際会議

そのほか我が国の支援による国際会議として、平成21年7月にはアジア太平洋地域第3回GF-TADs（越境性疾病の防疫のための世界的取組）ステアリング会合が東京で開催され、また12月にはインドネシアのジャカルタで第1回アセアン・プラス3 GF-TADs会合及び平成22年3月にはラオスのビエンチャンで第16回SEAFMD（東南アジア口蹄疫キャンペーン）地域会議が開催され、アジアにおける口蹄疫をはじめとする越境性感染症対策に各国及び国際機関が協調して取り組むことが確認された。

(4) 植物防疫関係

国際植物防疫条約（IPPC）とは、植物と植物製品の病虫害の侵入とまん延を防止し、防除のための措置を促進する共同の有効な行動を確保することを目的とした多国間条約である。

IPPCが定める基準等は、WTO/SPS協定では植物の健康に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、植物の健康に関する措置を講ずる場合にはIPPCが定める基準等を基礎とする義務を負っている。

ア 植物防疫措置に関する委員会（IPPC総会：CPM）

平成22年3月にイタリアで開催された、第5回CPMに出席した。本委員会では、「国際貿易される無菌ばれいしょ増殖資材及びミニチューバー」、「隔離検疫施設の設計と運営」、3つの放射線照射基準（ISPM No.28（規制有害動物のための植物検疫処理）の付属書）、及び「ミナミキイロアザミウマの診断プロトコル（ISPM No.27（規制有害動物の診断プロトコル）の付属書）」が採択された。

イ 専門家会合

平成21年5月及び11月にイタリアで開催された基準委員会、7月に中国で開催された森林検疫に関するテクニカルパネル（TPFQ）、8月にオーストリアで開催されたミバエに関するテクニカルパネル（TPFF）にそれぞれ出席した。

ウ その他会議

平成21年8月にインドで開催された第26回APPPC（アジア・太平洋地域植物防疫協定）にオブザーバーとして出席した。9月に韓国で開催された、国際基準案に係る地域作業部会及び、10月にイタリアで開催された戦略計画及び技術支援に関する作業部会に出席した。

7 危機管理体制の整備

(1) 緊急時対応訓練の実施

「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」（平成16年2月公表）に基づき、農林水産省の職員が食品安全に係る緊急事態等に円滑かつ的確に対応できるよう対応体制の整備や、体制を検証するための緊急時対応訓練等を実施することとしている。

平成21年度は、食品安全に係る事件や事故が発生した事態を想定して、地方農政事務所等関係機関との情報連絡に関する連携訓練を実施した。

(2) 消費者安全情報共有体制の整備

平成21年9月、消費者庁が設置されるとともに、消費者安全法が施行され、食品等の摂取、施設及び製品の利用によって消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報を消費者庁に集約し、関係府省で共有する体制が整備された。また、消費者安全情報総括官会議において、消費者安全法に基づいて通知された食中毒や健康食品による健康被害等に関して関係府省間で情報共有が図られた。

第2節 消費者の信頼の確保

1 食品等の表示・規格

(1) 食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしてきた。

急速に商品の多様化が進んでいる状況を踏まえ、食品表示について定める農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下

「JAS法」という。)の改正を行ってきた。

主な改正としては、個別の食品毎に品質表示基準の対象としていたものを、全ての飲食物品を品質表示基準の対象とすること、公表の迅速化と罰則の大幅な強化の措置を講じること、流通の方法についての基準を内容とするJAS規格の制定を可能とすること、行政の裁量の余地がない形で国により登録された民間の第三者機関が認証を行う登録認定機関制度へ移行すること等があげられる。

また、平成21年には、品質表示基準違反の指示又は命令と併せてその旨を公表する規定や、原産地（原料又は材料の原産地も含む）について虚偽の表示をした飲食物品を販売した者に対する直罰規定を新設する等のJAS法の改正が行われた。（平成21年4月30日公布、平成21年5月30日施行）

(2) 消費者行政の一元化に伴って

内閣総理大臣が開催する消費者行政推進会議の取りまとめ（平成20年6月13日第8回消費者行政推進会議）において、消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、消費者行政を一元的に推進するための強力な権限を持った組織である「消費者庁」を創設することとされた。

これを受け、消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）では、消費者庁の担う消費者行政は、商品・金融などの「取引」、製品・食品などの「安全」、表示など消費者の安全安心に関わる問題を幅広く所管することとするとの考え方にに基づき、消費者に身近な表示関連制度であるJAS法第19条の13第1項から第3項までに規定する農林物資の品質に関する表示の基準の企画立案及び執行に関する事務については、農林水産省から、消費者庁へ移管することとされた。（なお、食品表示の監視業務については、引き続き農林水産省でも行うこととされた。）

その後、消費者関連3法案（消費者庁及び消費者委員会設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び消費者安全法）が成立し、平成21年9月1日には消費者庁及び消費者委員会設置法が施行され、消費者庁及び消費者委員会が設置された。

これに伴い、JAS法において、内閣総理大臣が消費者委員会の意見を聴いて品質表示基準を制定することとされた。また、品質表示基準に違反する製造業者等に対する改善指示は消費者庁長官又は農林水産大臣が、指示に従わない製造業者等に対する命令は消費者庁長官が行うこととされた。（なお、一つの都道府県の区域内にのみ事業所等を有する事業者に対する改善

指示及び命令については、都道府県知事の権限とされた。）

(3) 監視制度の強化

消費者が食品を的確に選択するための十分な情報を得るためには、食品表示が適正に行われる必要がある。このため、不正表示を行った事業者に対しては、JAS法に基づき、立入検査、指示・公表を行うなど厳正な措置を講じるとともに、地方農政局及び地方農政事務所等に食品表示の監視を担当する職員（食品表示Gメン）を全国に約1,800名配置しているところである。

また、消費者の日常の購買活動を利用した食品表示の継続的なモニタリングと不適正と思われる食品表示に関する情報提供を通じ、食品表示の適正化を推進することを目的とする食品表示ウォッチャーとして、約1,000名の消費者の方々に活動して頂いた。

さらに、生活安心プロジェクト「緊急に講ずる具体的な施策」（平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承）を受けて、食品表示の監視に関係する都道府県の機関と国の出先機関とで構成する食品表示監視協議会が全ての都道府県で設置され、定期的な会合を行っている。

(4) JAS規格制度の普及啓発の取組

有機JAS規格や生産情報公表JAS規格などの特定JAS規格に重点を置いたJAS規格制度の総合的な普及啓発を実施した。

この普及啓発では、事業者、消費者それぞれに向けてJAS製品普及リーフレットの作成配布や、事業者向けの普及セミナーの実施、消費者・事業者交流会の開催を行った。

また、情報伝達に関するJAS規格の調査検討や、有機農産物等の検査員、判定員に対する研修等も行った。

(5) わかりやすい表示等を実現するための取組

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現する観点から、農林水産省と厚生労働省が連携し、JAS法に関する調査会と食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において食品の表示基準全般について調査審議を行った。同会議は、平成21年8月に報告書「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」を取りまとめ、加工食品の原料原産地の表示方法についての考え方を示した。

また、この検討過程において食品に義務付けられている表示とは別に、食品事業者により自主的に行われている情報提供の取組についてのあり方を検討する必要性が提言された。この提言を受け、平成21年6月から「食品企業の商品情報の開示のあり方検討会」に

において、容器包装への表示以外での食品事業者ホームページやお客様相談窓口における情報提供や、通信販売などにおける情報提供のあり方について検討を行い、平成22年3月に報告書「消費者への食品事業者の商品情報の提供のあり方について」をとりまとめた。

2 牛トレーサビリティの運用及び食品トレーサビリティの推進

トレーサビリティは、食品の移動を把握できるようにするものであり、そのために、各事業者が食品の入出荷記録を作成・保存することが重要である。問題が発生した際に、①問題のあった商品を特定、②特定した商品の迅速な回収、③問題発生箇所の速やかな特定、④速やかな原因究明、⑤安全な流通ルートの確保に寄与する。

(1) 牛トレーサビリティの運用

BSEのまん延防止措置の的確な実施や国産牛肉に対する信頼の確保を目的として、国内で飼養されているすべての牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費までの各段階において当該個体識別番号を正確に表示・伝達するため、平成15年6月、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）（以下「牛トレーサビリティ法」という。）が公布された。

生産段階については、牛の管理者等に対して、個体識別番号を表示した耳標の装着及び出生・異動・死亡等の届出が義務付けられた。

流通段階については、食肉販売業者及び特定料理提供者（焼き肉店・しゃぶしゃぶ店・すき焼き店・ステーキ店）に対して、個体識別番号の表示・伝達及び仕入・販売に係る帳簿の備付けが義務付けられた。

地方農政事務所等では、生産段階における耳標の装着、届出の状況、流通段階における個体識別番号の表示・伝達、帳簿の備付け等について、立入検査等を実施した。また、流通段階における個体識別番号の適正な表示・伝達を確認するため、と畜場から照合用サンプルを採取・保管し、食肉販売業者等から買い上げたサンプルとの間で、DNA分析による牛肉の同一性鑑定を実施した。

不適正な届出を行っていた1件の管理者に対して、牛トレーサビリティ法第5条に基づき農林水産大臣名による催告及び公表、個体識別番号の不適正な表示を行っていた6件の食肉販売業者に対して、牛トレーサビリティ法第18条に基づき農林水産大臣名による勧告及び公表を行った。

(2) 食品トレーサビリティの推進

入出荷記録に基づく基礎的な取組に加え、ロット単位の追跡・遡及が可能となるトレーサビリティの導入を検討している食品事業者団体等に対して、支援を行った。

3 リスクコミュニケーション等の推進

(1) リスクコミュニケーション等の実施

食品の安全の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性および透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

ア 意見交換会等の開催

内閣府食品安全委員会、消費者庁及び厚生労働省と協力しながら、消費者、生産者、食品事業者等の関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、関係者との意見交換等に取り組んだ。

表8 開催実績（4テーマ19回）

・植物検疫	1回
・動物検疫	1回
・I PM	2回
・食品安全セミナー	15回

イ 消費者など関係者との定期情報交換会

消費者の視点に立った農林水産行政を展開するため、消費者団体との定期情報交換会を開催した。

ウ 地方農政局・農政事務所・沖縄総合事務局における取組

シンポジウムや意見交換会等を開催するとともに、パネリストや講師の派遣を行った。

(ア) シンポジウムや意見交換会等の開催

全国計 1,277回

(イ) パネリストや講師の派遣

全国計 2,334回

エ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するため、農林水産省ホームページ上の「消費・安全」を通じて、消費・安全局の取組に関する情報を随時掲載した。

また、農林水産省及び関係府省の食の安全と消費者の信頼の確保に関するプレスリリースを一覧にしたメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信（月曜から金曜まで毎日配信）を行った（平成22年3月末現在の登録者数：15,523通）。

(2) 消費者相談等の対応

ア 消費者相談の対応

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局、地

方農政事務所、沖縄総合事務局及び（独）農林水産消費安全技術センターの「消費者の部屋」、「消費者コーナー」の充実を図るとともに、本省と地方組織を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムを活用し、連携して相談対応（全国で7,416件）を行った。また、相談結果等を月別にとりまとめた「消費者の部屋通信」の発行を継続して行った。

イ 子ども相談電話等における対応

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話等における対応（361件）を行うとともに、小・中・高校生の「消費者の部屋」への訪問（35校、450名）を受け入れた。

ウ 特別展示等による情報提供

「消費者の部屋」等において、各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により、食料、農林水産業・食品産業、農山漁村等について消費者へわかりやすい情報提供を行った。

第3節 食育の推進

近年の国民の食生活をめぐっては、食を大切にす意識の希薄化、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存等様々な問題が生じている。

こうした食生活をめぐる環境の変化や食の重要性等を踏まえて、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが喫緊の課題となっている。このため、平成17年6月には、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に、食育に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するため、食育基本法が成立した。また、平成18年3月には、食育推進会議において、食育推進基本計画（以下「基本計画」と言う。）が作成され、食育の推進に関する施策についての基本的な方針や目標が示された。現在は、基本計画の下、国及び地方公共団体をはじめ、関係者が創意と工夫を凝らしつつ、食育を国民運動として展開している。農林水産省では、食料の生産から製造・加工、流通、消費といった食の一連の流れを担当している立場から、農林漁業者や食品関連事業者などの関係者と連携、協力して食育の取組を推進した。

(1) につぼん食育推進事業

「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の実践を促すため、地域内の関係者が連携した効果的・効率的な取組、管理栄養士や企業の管理職等向けの食

育推進学習会、優良事例コンクール等を支援、ポスターやマスメディア等を活用した普及・啓発を実施した。また、教育ファームが全国で幅広く展開されるための運営マニュアル等の作成や研修による支援とともに、モデル事業の実施及び効果の検証を行った。

(2) 地域における食育の推進（食の安全・安心確保交付金）

食育推進リーダーによる「食事バランスガイド」等に係る講習会の開催等「食事バランスガイド」の普及・活用の取組を支援するとともに、教育ファーム推進計画作成や優良事例の収集・情報提供など、地域における教育ファームの取組を支援した。

第4節 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

遺伝子組換え農作物等の適切な管理

平成15年6月に公布され、平成16年2月19日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

(1) 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のほ場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等（第一種使用等）」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響（野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等）を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣）に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

平成21年度においては、遺伝子組換え農作物14件、遺伝子組換え微生物1件について承認を行った。

(2) 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（第二種使用等）」をする者は、その拡散防止措置（設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置）について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣）の確認を受けること」が義務付けられている。

平成21年度においては、遺伝子組換え動物10件、遺伝子組換え微生物1件について確認を行った。

